

「海の日」における汽笛の一斉吹鳴について、お願い

このたび、国土交通省海事局総務課長より来る7月21日の「海の日」における汽笛の一斉吹鳴の協力方來報がありましたのでお知らせ致します。

以上

平成20年6月24日

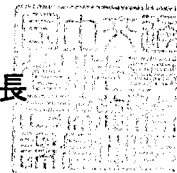
全国海運組合連合会



国海総第105号の3
平成20年6月10日

日本内航海運組合総連合会理事長 殿

国土交通省海事局総務課長



「海の日」における汽笛の一斉吹鳴について（お願い）

標記について、下記のとおり実施することとしたので、貴協会所属職員に周知するとともに、傘下会員に対する協力依頼方よろしくお願いいたします。

記

1. 日 時 平成20年7月21日（月）「海の日」 正午

2. 要 領

- (1) 汽笛の一斉吹鳴は、港内に停泊中の船舶が実施するものとする。
- (2) 吹鳴は、10秒～30秒の継続する長音を1回とする。
- (3) 港内の火災発生その他港長（港長が置かれていない港にあつては海上保安部（署）長）が指示する場合は、直ちに吹鳴を中止するものとする。

以上



(別 添)

国海総第105号
平成20年6月10日

各地方運輸局海事(振興)部長
神戸運輸監理部海事振興部長
(内閣府) 沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

(国土交通省) 海事局総務課長

「海の日」における汽笛の一斉吹鳴について

標記について、下記のとおり実施することとしたので、貴局(部)が中心となって構成する「海の月間」実行委員会等において関係港長(港長が置かれていない港にあっては海上保安部(署)長)と協議の上、船舶運航者等海事関係者に対し協力を依頼するとともに、警察、消防等の関係機関に対しても周知方徹底されたい。

記

1. 日 時 平成20年7月21日(月)「海の日」 正午

2. 要 領

- (1) 汽笛の一斉吹鳴は、港内に停泊中の船舶が実施するものとする。
- (2) 吹鳴は、10秒～30秒の継続する長音を1回とする。
- (3) 港内の火災発生その他港長(港長が置かれていない港にあっては海上保安部(署)長)が指示する場合は、直ちに吹鳴を中止するものとする。

以上